

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町指定給水装置工事事業者規程 第5条第4項
例 規 番 号	令和2年企業管理規程第6号

【基準】

第5条の規定による。

(指定工事業者証の交付)

- 第5条 管理者は、第3条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に大河原町指定 給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。
- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第7条の指定の取消しを受けたときは、 指定工事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日
